

# 身体拘束廃止及び高齢者虐待防止のための指針

社会福祉法人あかつき

# 身体拘束廃止に関する指針

## 【1】身体拘束廃止に関する考え方

身体拘束は入居者または利用者（以下利用者という）の生活の自由を制限する事であり、利用者の尊厳のある生活を阻むものである。当法人では、利用者の尊厳と主体性を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない介護を実践することとする。

### （1）介護保険指定基準に規定する身体拘束禁止の条文

サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。

### （2）緊急やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで、身体拘束を行わない介護の提供をすることが原則である。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える介護方法がないこと

一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

## 【2】身体拘束廃止に関する基本指針

### （1）身体拘束の原則禁止

当法人においては、原則として、利用者に対する身体拘束行為及びその他の行動制限を禁止する。

### （2）やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむ

を得ず身体拘束を行う場合は、高齢者虐待防止及び身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要素のすべてを満たした場合のみ、本人・家族への説明と同意を得るものとする。

また、身体拘束を行った場合は、その状況について経過を記録し、できるだけ早期に拘束の解除するよう努める。

### (3) 日常の介護における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために日常的に以下のことを取り組む。

- 1、 利用者主体の行動・尊厳ある生活になるよう援助する。
- 2、 言葉や対応等で利用者の精神的な自由を妨げない。
- 3、 利用者の思いを汲み取り利用者の意向に沿ったサービスを提供し多職種共同で個々に応じた丁寧な対応に努める。
- 4、 利用者の安全を確保する観点から利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げない。やむを得ず安全確保を優先する場合は高齢者虐待防止及び身体拘束廃止委員会において検討する。
- 5、 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう援助する。

## 【3】身体拘束に関する体制

### 高齢者虐待防止・身体拘束廃止委員会の設置等

#### 1、 設置及び目的

高齢者虐待防止及び身体拘束廃止委員会を設置し身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善、身体拘束を実施せざるを得ない場合の手続き、身体拘束を実施した場合の解除の方法等を検討するとともに、身体拘束廃止に関する取り組み等を全職員に指導する。

#### 2、 高齢者虐待防止及び身体拘束廃止委員会の責任者

特別養護老人ホーム花子 施設長

#### 高齢者虐待防止及び身体拘束廃止委員会の構成員

- ・ 施設長

- ・相談員
- ・施設介護支援専門員
- ・医師
- ・看護職員
- ・介護職員

### 3、 高齢者虐待防止及び身体拘束廃止委員会の開催

- ・毎月第3月曜日 14時に定期開催
- ・その他、必要な都度（緊急身体拘束廃止委員会）開催する。

## 【4】 やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の手順に従って実施する。

### (1) 緊急身体拘束廃止委員会の実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会を中心として各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し身体拘束を行うことを選択する前に、切迫性・非代替性・一時性の3要素のすべてをみたしているかどうかについて検討・確認する。

要件を検討し身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法・場所・時間帯・期間等について検討し、本人・家族に対する説明書・同意書を作成する。

### (2) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し十分な理解が得られるように努める。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等に対し身体拘束の内容と今後の方向性、利用者の状態などを説明し同意を得たうえで実施し身体拘束に対する同意書を送付する。

### (3) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており専用の書式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。

身体拘束の早期解除に向けて拘束の必要性や方法を逐次検討する。その記録は2年間保存し、行政担当部局の現地指導が行われる際に提示できるようにする。

#### (4) 拘束の解除

(2) に規定する記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は速やかに身体拘束を解除する。その場合は、契約者・家族に報告する。

[介護保険指定基準に規定する身体拘束禁止の対象となる具体的行為]

- ・徘徊しないように、車いすやイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・転落しないようにベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・自分で降りられないようにベッドを柵で囲む
- ・点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように四肢をひも等で縛る
- ・点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ・車椅子・椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように Y 字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ・脱衣やおむつ外しを制限するために介護服（つなぎ服）を着せる
- ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

### 【5】身体拘束廃止に関する各職種の役割

身体拘束廃止のためにチームケアを行ううえで各職種が専門性に基づいて適切な役割を果たすこととする。

#### (1) 職種ごとの役割

##### 《施設長》

- ・高齢者虐待防止及び身体拘束廃止委員会の総括管理
- ・現場における諸課題の総括責任

##### 《医師》

- ・医療行為への対応
- ・看護職員との連携

##### 《看護職員》

- ・ 医師との連携
- ・ 施設における医療行為の範囲の整備
- ・ 重度化する利用者の状態観察
- ・ 記録の整備

#### 《相談員・介護支援専門員》

- ・ 身体拘束廃止に向けた職員教育
- ・ 医療機関、家族との連絡調整
- ・ 家族の意向に添ったケアの確立
- ・ 施設のハード、ソフト面の改善
- ・ チームケアの確立

#### 《介護職員》

- ・ 拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- ・ 利用者の尊厳を理解する
- ・ 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解をする
- ・ 利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
- ・ 利用者とのコミュニケーションを充分にとる
- ・ 記録の整備

### 【6】身体拘束廃止・高齢者虐待の改善に関する新人教育・研修

介護に関わる全ての職員に対して、身体拘束廃止・高齢者虐待防止、人権を尊重した介護及び看護の励行を図り職員教育を行う。

#### (1) 職員教育の内容

- 1、 定期的な教育・研修（年2回以上）実施する
- 2、 新任者に対する身体拘束廃止・高齢者虐待、改善のための教育・研修を実施する
- 3、 その他、必要な教育・研修を実施する

## 【1】事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

1. 身体的虐待：入居者または利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
2. 介護・世話の放棄・放任：入居者または利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の入居者または利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
3. 心理的虐待：入居者または利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
4. 性的虐待：入居者または利用者にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。
5. 経済的虐待：入居者または利用者の財産を不当に処分すること、その他当該入居者または利用者から不当に財産上の利益を得ること。

## 【2】虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

- 1 虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止検討委員会」を組成します。なお、本委員会の運営責任者は事業所の管理者とし、高齢者虐待防止責任者、支援員を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下担当者）とします。
- 2 身体拘束適正化委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があり、加えて当施設に併設して展開する事業又は、法人内別事業として連携して虐待防止検討委員会を開催する場合があります。
- 3 会議に実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合もあります。
- 4 虐待防止検討委員会は月に1回開催します。
- 5 虐待防止検討委員会の議題は担当者が決めます。具体的には次のような内容について協議するものとします。
  - ① 虐待の芽を含む、施設内で起きている事柄の報告
  - ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること
  - ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
  - ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
  - ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
  - ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に

関すること

- ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

### 【3】虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- 1 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底します。
- 2 具体的には、次のプログラムにより実施します。
  - ① 虐待防止法の基本的な考え方の理解
  - ② 虐待の種類と発生のリスクの事前理解
  - ③ 早期発見・事実確認と報告等の手順
  - ④ 発生した場合の改善策
- 3 実施は、年1回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。
- 4 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

### 【4】事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本指針

- 1 虐待又はその疑いが発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- 2 緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

### 【5】虐待発生時の対応に関する基本指針

- 1 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当本人であった場合は、他の上席者等に相談します。
- 2 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これらの確認の経



緯は、時系列で概要を整理します。

- 3 事実確認の結果、虐待等の減少が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- 4 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合には、市町村の相談窓口等外部機関に相談します。
- 5 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- 6 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。
- 7 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

## 【7】成年後見人制度の利用支援に関する事項

成年後見制度の利用支援に関する事項 利用者又はご家族に対して、必要に応じて利用可能な成年後見制度について説明し、求めに応じ、適切な窓口を案内する等の支援を行います。

## 【8】利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

虐待防止のための指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族等が、自由に閲覧できるように、当法人のホームページに公表します。

### 附則

この指針は、令和5年4月1日より施行する。

## 委員会の構成と役割

虐待防止検討委員会の責任者	代表理事
虐待防止対策の担当者	理事
各担当職員のチェックリスト ヒヤリハット事例の報告・分析	高齢者虐待防止責任者及び指導員
第三者、専門家	必要に応じて法人役員、協力医療機関の医師或いは行政の担当者